

令和6年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和6年6月6日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	三塚 利博
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	浅野 宏明
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	堀籠 淳	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 主任 佐々木 涼太郎

議事日程（第2号）

令和6年6月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 2号 大衡村教育委員会教育委員の任命について
- 第 3 同意第 3号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

- 第 4 議案第 36 号 大衡村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 37 号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 38 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 39 号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 40 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 9 議案第 41 号 令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 10 議案第 42 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 11 議案第 43 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 12 議案第 44 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 13 議案第 45 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第 14 報告第 2 号 専決処分の報告について
〔大衡村税条例の一部を改正する条例について〕
- 第 15 報告第 3 号 専決処分の報告について
〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕
- 第 16 報告第 4 号 専決処分の報告について
〔令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 17 報告第 5 号 専決処分の報告について
〔令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について〕
- 第 18 報告第 6 号 専決処分の報告について
〔令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について〕
- 第 19 報告第 7 号 専決処分の報告について
〔損害賠償の額を定め、和解することについて〕
- 第 20 報告第 8 号 令和 5 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 21 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第2回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番細川運一君、9番遠藤昌一君を指名いたします。

日程第2 同意第2号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

日程第3 同意第3号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第2号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてと、日程第3、同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命についての2件については、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、同意第2号と日程第3、同意第3号の2件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提案者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第2号、教育委員の任命についてご説明を申し上げます。

今月11日をもって、現在教育委員を務めておられます駒場地区の文屋栄悦氏を任命いたしたくご提案をいたすものであります。

文屋栄悦氏は、昭和27年8月31日生まれの71歳であります。昭和48年4月に宮城県職員となられてからは、企画、総務、商工労働、農政、保健福祉、教育等、あらゆる部門を経験されており、平成25年3月に中央児童館児童相談所所長として定年退職されるまで、県庁において数々の要職を歴任されておりました。温厚誠実で地域からの信望も厚く、1期4年間の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

次に、同意第3号、教育委員の任命でございます。

現在、教育委員を務めておられます衡東地区の佐竹由加氏が、8月8日をもって任期満了となりますので、引き続き佐竹由加氏を任命いたしたくご提案をいたすものでございます。佐竹氏は、昭和51年4月8日生まれの48歳であります。平成9年4月から旧鳴瀬町や松島町、大郷町、利府町などの小中学校において、代替養護教諭として勤務され、長きにわたり児童生徒の健康管理と保健教育に邁進され、その後、平成28年7月からは富ヶ丘小学校放課後児童クラブ児童指導員を、平成29年4月からは大衡村社会福祉協議会の生活指導員を務められるなど、現在に至るまで児童生徒の健全育成に深く関わりを持たれている方であります。温厚誠実で地域からの信望も厚く、1期4年間の教育委員としての実績と経験を踏まえ、本村教育の適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごとに、起立によって行います。

日程第2、同意第2号、大衡村教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

お諮りします。文屋栄悦君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、文屋栄悦君を同意することに決定いたしました。

日程第3、同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

お諮りします。佐竹由加君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、佐竹由加君の任命について同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第36号 大衡村特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第36号、大衡村特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは、議案書3ページ、議案第36号をお開き願います。

大衡村特別会計条例の一部を改正する条例についてでございます。

第1条中、第3号として、「後期高齢者医療特別会計」を加えるものでございます。

後期高齢者特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、特別会計を設置しなければならないとされており、平成20年4月1日より特別会計として設置はしておりましたが、大衡村特別会計条例上、明文化していない、規定をしていなかったものであり、今般所定の改正を行うものでございます。

附則になります。

施行期日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第37号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案書につきましては、4ページをお開き願います。

議案第37号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由といたしましては、令和5年12月に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、市町村が特定教育・保育施設及び特定教育地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める際の基準となっている、上位法の基準の改正が行われたために、本村の条例についても整備するものでございます。

改正内容としましては、現行法上の特定媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入活用に円滑に対応できるよう見直しを行うとともに、標識などについて書面の掲示を義務づけている規則について、書面掲示に加えインターネットを活用して、公衆の閲覧に供しなければならないことを改正するもので、新旧対照表、「掲示」の規定を「掲示等」に改め、第23条中、利用申請者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当する者を除く。）により、公衆の閲覧に供しなければならない。」と改め、磁氣的記録の規定において、5ページをお開きいただき、第53条第2項第2号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁

氣的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」と改めるものです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） おはようございます。

今の説明で、議案書そのものが改正条文がなくなってしまったといえますか、今の議案の表記の仕方ですね。新旧対照表だけの改正提案がなされておられませんので、確認の意味でして質問しますが、この23条の掲示等、指定追加条文に電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないと。説明の中ではインターネットという言葉が出てきましたが、もう少し、ここの今申し上げた部分の具体的に説明していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 媒体についての説明でよろしいのかな。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 以前ですが、フロッピーディスクでしていたところをCD-ROM等ということで条例の改正をさせていただいた経緯がございます。そこからまた新たに、それ以外の媒体で今後いろいろと記録する媒体が変わっていくということもあり得ますので、例えばなんですけれどもUSBであったりとか、それからパソコン自体のところに直接保存するとか、そういうイメージで持っております。

議長（高橋浩之君） 佐野議員。

5番（佐野英俊君） 分かるんですけども、市町村条例ですから、もう少し住民が分かりやすい表現ができないものかなということも思いましたし、あとこれは国のほうからこういう条文という改正準則的なやつあるんですか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議員おっしゃるとおりに、国からそういう改正例というものが下りてきております。

議長（高橋浩之君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第38号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては、6ページをお開き願います。

議案第38号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由につきましては、令和6年3月に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭保育事業等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、小規模保育事業所の保育士等の配置基準が見直され、本村の条例についても整備をするものでございます。

改正内容としましては、児童福祉法において配置する従業員及び保育士の員数について、内閣府令で定めている最低基準に従い、条例で基準を定めることとされておりますが、こども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備として、保育士、保育従事者の配置基準について、満3歳以上4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上から、おおむね15人につき1人以上に、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上から、おおむね25人につき1人以上に改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

職員規程第29条第2項第3号中20人を15人に、同項第4号中30人を25人に、7ページをお開きいただき、第31条第2項第3号中20人を15人に、同項第4号中30人を25人に、第44条第2項第3号中20人を15人に、同項第4号中30人を25人に、第47条第2項第3号中20人を15人に、8ページをお開きいただき、同項第4号中30人を25人に改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

説明については以上になります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 何か質疑出ないようですので、今回の改正は現場においては保育士さんの増員につながる改正かなと思うんですけれども、こども園の実態からして見た場合に、大衡村の場合はこども園ということになると思いますけれども、必要とする児童数の実態からして増員ということはあるのか、その点伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 基準定められておりますので、やはりそこを超えないような保育士数として、村のほうからもそのように通達しておりますので、こちらの基準に準じて保育士数も配属、配置になっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そうしますと現状は、この新基準に基づく保育士さんが配置されておると理解してよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おっしゃるとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） その場合、業務の受託という契約の関係から、これは令和6年4月から適用かと思うんですけれども、その場合業務委託料、経費の関係では、増額になった部分というか、これからする部分とか、経費の関係はどのようになっているのか最後に確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 経費関係と運営費関係は、これより精査してきちんと正しい額で支払う予定でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今の佐野議員と同様の趣旨でありましたので、質問要求は取下げします。

議長（高橋浩之君） 次に、細川運一君。

8 番（細川運一君） 新旧とも条文の中に、おおむねという表現ございますけれども、このおおむねというのはですね、どのように理解をすればよろしいのでしょうか。施行規則なりに細かく規定があるのであるのか。それともこの、必ずしも15人なら15人って断定している条文ではないので、おおむねというふうなことが新旧ともに入っているという、条例制定上の言葉の選択ということが、どういう意味合いを持つのか教えていただきたいというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おおむねという言葉でございますが、25人なら25人、15人なら15人って特定してしまうと、5月、6月以降にそこの定員を超えていいですよということで、クラスに入る人数を増やすことができるときに、25人とした場合に、もう子供が25人だから保育士が1人なので、それ以上増やせないですよということで、待機児童のそちらを避けるためにも、おおむねという言葉を使っているということで認識しております。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 条例の運用上、子育てする過程において、子供たちの保育環境とかが人数を断定すると弾力的に人数配置できなくなるので、そのように曖昧な表現にしているということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 超過児童の、そちらの入所に対応するためということで、そのように認識しておりました。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 保育士さんを雇用する立場のこども園とか保育園、幼稚園については、必ずしもこの条例で決められた人数じゃなくても、子供を受入れて保育を継続できるというような理解でよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの条例でございますが、こちらは大衡村家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますので、こちらの場合は例えばなんですけれども、認定こども園の条例ではなく、事業所保育所であったりとか、小規模保育所に関する条例での改正となっております。また、認定こども園や保育所に関しては、先ほどの大衡村特定教育保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準のほうで、そちらのほうでも上位法のほうで同じような改正が求められていますので、そちらのほうできちんと定められております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第39号、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） おはようございます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第39号、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

大衡村非常勤消防団員の基本消防団員と機能別消防団員の定数及び退職報償金の支給について明文化するもので、新旧対照表の改正後案のとおり、第2条の2第1号の基本消防団員については、定員200名とし、第2号の機能別消防団員を60名とするものであります。

委任規定であります第15条を第16条とし、新たに第15条を退職報償金の規定として定めるもので、基本消防団員が退職した場合、死亡退職も含まれますが、退職報償金を支給する規定を明文化するものであります。

議案書10ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 直接、本条例の改正の内容に関する質問でないんですが、この条例がタブレットにアップされた際、要するに議案書が配付された際、気づいた点と申しますか、アップされた際の内容と数時間後の内容が異なっている点、ありました。その辺、議会事務局のほうは確認いたしました。その辺、この条例の提案説明の、総務課長はその辺

の事情、事実をどのように理解されているか、まず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議案書の訂正につきましては、この度議員の皆様にはアップされる前に事務局よりご指摘いただきまして、全て議案書を確認いたし訂正をしたところでございます。その際に全ての議案書のものを確認いたしましたところ、先ほど説明いたしました、大衡村非常勤消防団員の条例改正の部分につきまして、第2条の2、見出しが団員の種類となっておりまして、こちらを定数を加えることによりまして、団員の種類等ということをつけ加えさせていただいております。改正につきましては等を加えたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 議会事務局体制も、人事異動があったということもありますけれども、一旦配付した議案書、訂正する、これはやはり慎重に扱っていただく必要があるのかなとともに、議会事務局側との横の調整といいますか、その辺が今回も私はなかったのかなという、本案について関係するものではないんですけれども、そういう事務局側との調整が不足したのかなという点、感じました。ぜひ課長におかれましては、課長さん方の問題だけでないと思います。職員に対する、やはり議案書の取扱いといいますか、その辺もう少し慎重に、職員指導も徹底してやっていただきたいという。答弁は結構です。要望として申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次の質問者に移ります。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今回の改正で退職報償金の規定を新たに入ったようなんですけれども、現在までも途中での退職者、当然あったと思うんですが、現在までのそういった場合の対応というのは何に基づいてやられておったのか、県の規定なのかどうかその辺の、現在までの取扱いはどのような状況だったんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今までの取扱いといたしましては、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の定めによるところで、退職報償金を支給したところではございますが、今般、令和5年度に改正しておりました機能別消防団員を加えたことによりまして、基本消防団員と機能別消防団員の区分けをするということによって定数を定めまして、基本消防団員のみで退職報償金を支給するというもので、明文化をさせていただきました。こちらにつきましては、組合のほうからご指摘がありまして、機能別消防団員ということ

条例に加わったことにより、機能別消防団員には退職報償金は支給されませんので、あえて、今般の改正で基本消防団員のみ退職報償金支給ということで、明文化させていただいております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうしますと、消防団の定数合わせて260人を、基本団員が200、機能別60人にして、実際といいますか、この退職の際の報償金は基本団員だけが対象ですってことできちんと分けられたという内容なわけですね。実際の退職された場合の金額の規定とか、そういったものはどこに入るのか。県の規定のほうのやつにしかないのか、村の条例には明文化されないのか、その辺の状況と施行月日、いつからになるものか、その辺はどうなんでしょう。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 先ほど申し上げました、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の定めによるというところで、退職報償金の額が決められてございまして、その額を支給させていただいております。施行日、公布の日からということでさせていただいております。

11番（石川 敏君） 具体的にはいつ、考えてるんですか。公布の日というのは。日にちは。

総務課長（早坂紀美江君） 議決をされた日になってございます。

11番（石川 敏君） 即、施行という予定なのですか。

議長（高橋浩之君） 石川議員。

11番（石川 敏君） そうしますと、本日議決なれば、即公布されて施行ということになる予定ですね。

議長（高橋浩之君） 答弁。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 本日、ご可決賜れば、告示ということになります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、小川克也君。

4番（小川克也君） 消防団員200名、あと機能別がOB団員60名とですね、これ明文化、定める理由、そして現在の消防団員とOB団員数、お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 消防団員の定数につきましては、消防組織法に基づきまして定数を定めることになってございます。現在の機能別消防団員の団員数につきましては、現

在、39名でございます。基本団員数につきましては、現在136名でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 消防団とOB団員の定数に対して、たしか40年前と多分変わっていないのかなと認識しております。また、現在の消防団員数も、成り手不足というか定める定数とは大分差があります。この機会にも、この260をもう少し減らしてもよかったなという部分もありますが、大きく定数を設けて進めていくのもよいのかなと思っております。そのためにも、入団の促進に向けても、今後やはりより一層ですね、この定数に達するように、取り組まなければならないと思っております。3日前ですか、回覧板に消防団員のチラシが入ってきました。大変カラフルで、目につくチラシとなっております。ただ残念だったことが、回覧板で回ってくることによって、そのまま家に残るんじゃないくて、次の家に回ってしまいます。その辺もちょっと残念だったなと思いますので、その辺の今後の入団の促進に向けての取組、どのように考えていくものなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 小川議員おっしゃるように、今回、広報紙とともに配布させていただきました。消防団員募集中、フルカラーで作成いたしました。これにつきましては、回覧ということで今回させていただきましたが、今後消防演習も控えてございます。6月9日の消防演習の状況なども広報紙に掲載させて、併せて団員募集を募っていきたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） これまで以上に、入団促進に向けて取り組んでいくことが本当に必要かと思えます。例えば消防庁で行っております、芸能人を使ってですね、ポスターだったり、リーフレット、画像、またPRムービーも行っております。あとムービーのコンテンツもやっているようですので、そういう新しい発想を持ってですね、また新たな入団促進に向けて取り組んでいただきたいと思えますし、また再来週ティーボールもあります。年に1回、若者が集まる行事となっておりますので、そういうところでも啓発の活動を行っても良いのかなと思えますが、改めて伺いたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議員おっしゃるように、様々な場面でPRできればというふうには考えてございますが、なかなか即対応というのも難しい面もあります。今後はそうい

った行事等を把握しながら、PR活動に努めていきたいというふうに感じているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 基本団員でなくてですね、こちらの機能団員なんですけれども、基本団員の後方支援というふうになっておりますけれども、後方支援活動はどのようなところまで考えているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 機能別消防団員につきましては、現在大衡村では基本消防団員を退団されましたOB団員をお願いしているところでございます。実際は、基本消防団員に最前線で消火活動に努めていただくということと、その後方支援ということですので、機器等の準備、配備等について後方支援として役割を担っていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 現在ですね、基本団員の方はほとんど働いてる方が大半でございまして、いざ火事になりますと、機能団員が行っても、実際ポンプを操作するとかですね、または、直接火を消すようなことの行為は後方支援だということではできないというふうなことで、私も火事の時現場のほうに行って、そちらのほうには来なくていいと。来なくていいという表現、悪いんですけども、実際的には後方支援っていうのは、果たしてどこまでしていいのか、また、誰もいなければ火を消さなきゃいけないんじゃないかと思ったときはですね、誰かの、例えば本部長とか何かの指示があれば後方支援ということでもやるとかね、そういう指示、命令というのは出ればやってもいいものなのか、あくまでも後方支援だから、燃えていてもずっと耐えて見ているだけというふうになるのか、その辺の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 機能別消防団員、設立された際には、やはり後方支援ということで、何かけが等の補償につきましてもスポーツ保険を適用させていただいていたところでございました。今回の県の指導のもと、基本消防団員と同じ、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合へ加入するというので、公務災害等の保障を充実させたところでございます。これによりまして、あくまでも基本、後方支援を行っていただくというところではございますが、状況に応じては、やはり消火活動に従事される場合もあると思

われますので、その際の補償をきちんと補うために、今回の改正も一例でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 機能団員についても、そういうふうな形で補償もきちとなったということでもいいんですけども、別に機能団員になったからって講習があるわけでも何でもございません。一応、配属はそれぞれの分団に配属になっているんだろーと思いきけれども、そういうふうに消防団は、指揮命令によって動くというふうなことになりますと、消防団というのは分団の分団長の指示で最終的には動くようになるのか、それとも村のですね、団長の指示によって動くようになるのか、その辺をちょっと最後に確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 機能別団員につきましては活動要綱を定めておりまして、機能別団員につきましては団長の招集によって出動し、サービスをするものというふうに定めてございます。あくまでも団長の指示に従ってということになります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第40号、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、議案書12ページをお開き願いたいと思います。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

説明については次のページの新旧対照表でご説明申し上げますので、13ページをお開

き願いたいと思います。

別表第1中ですね、2、被保険者証及び資格証明書の引渡しを資格確認書等の引渡しに、3、「被保険者証及び資格証明書の返還の受付を資格確認書等の返還の受付に改めるものがございます。

この件につきましては、令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる施行期日が令和6年12月2日に定められ、現行の被保険者証は発行されなくなり、マイナ保険証として切り替えるものがございます。今般、広域連合の規約の変更を行うものでありまして、マイナ保険証にひも付けされていない被保険者については、国民健康保険と同様に資格確認書を発行し、引き続き保険診療を行えるものがございます。

議案書12ページにお戻りください。

附則になりますが、施行期日は令和6年12月2日となるものがございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第41号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第41号別紙でご説明をさせていただきますので、1ページをご覧くださいと思います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億598万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,598万7,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入からでございます。

16款2項1目総務費国庫補助金6,077万円の増です。

こちらにつきましては、説明記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分でございます。歳出の定額減税調整給付金事業並びに令和6年度住民税均等割非課税世帯給付事業に充当するものでございます。

3目の衛生費国庫補助金4万4,000円の減は、感染症予防事業費等補助金の減分でございます。

7目の特定防衛施設周辺整備調整交付金1,200万円の増につきましては、学校給食センター防風柵設置事業分でございます。

次に、17款2項3目衛生費県補助金150万円の増、こちらにつきましては県において新たに設けられました不妊検査費・不妊治療費補助金で補助率10分の10、村での同事業に充当するものでございます。

次に3項1目総務費県委託金9万6,000円の増は、説明記載の2統計調査分でございます。

2目土木費県委託金74万1,000円の増は、河川堤防除草委託料について、県との協議による増額分となっているものでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

20款2項1目財政調整基金繰入金1,900万円の増は財源調整分で、5目ふるさと基金繰入金104万円の増につきましては、歳出で出てまいります。商工費のひら麻呂グッズ作成、観光PRの雑誌掲載等に充当するものでございます。

8目赤水処理施設維持管理基金繰入金216万9,000円の増につきましては、上北沢排水処理施設のパッシブトリートメント導入検討分に充当するものでございます。

22款4項1目雑入871万5,000円につきましては、説明記載の新型コロナウイルスワクチン接種助成金で、コロナワクチン接種事業に充当するものでございます。

次に、次ページ、9ページをご覧いただきたいと思います。

歳出についてご説明を申し上げます。なお、歳出につきましては4月1日付の人事異

動に伴います、人件費の増減が主なものとなっております。その部分につきましては、詳しい説明は割愛させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 議会費 18 万 8,000 円の減につきましては、人件費の減の以外は 7 節議会日より寄稿分の報償金、8 節事務局職員の旅費の増額分でございます。

次に、2 款 1 項 1 目 一般管理費 578 万 6,000 円の減につきましては、人件費以外は 10 ページに入りまして、18 節負担金補助及び交付金は、宮城県市町村共同電子申請届出サービス運用費負担金のこの 1 件でございます。

3 目 財政管理費は、230 万 8,000 円の増で、人件費以外につきましては 10 節の需用費、企業版ふるさと納税に係る感謝状等の印刷費等でございます。

4 目 会計管理費 128 万 4,000 円の減につきましては、次ページ 11 ページにかけまして、人件費のみでございます。

5 目 財産管理費 132 万 5,000 円の増につきましては、庁舎管理費分で、10 節需用費の消耗品につきましては、庁舎玄関マットの更新、修繕料は電算室電気錠の修繕等の分でございます。

6 目 企画費 1,295 万 1,000 円の増で、人件費のほかにつきましては、10 節需用費は、地域交通システム事業に係るプリンター、車両等の修繕料、13 節使用料は、尚絅学院大学との連携事業に係る学生来村送迎時の有料道路使用料分となっております。

次ページ、12 ページに移りまして、9 目の無線放送施設費 55 万円の増につきましては、17 節の備品購入費でございまして、新規設置需要の増加が見込まれます、戸別受信機の購入費 10 台分となっております。

次に 2 款 1 項 1 目 税務総務費 109 万 3,000 円の減は、人件費分です。

2 目 賦課徴収費 4,015 万 5,000 円の増につきましては、記載にありますとおり、定額減税調整給付金事業分でございまして、事業に係る職員の時間外勤務手当のほか、10 節需用費は通知等に係る消耗品、印刷製本費。

次ページ、13 ページに移りまして、11 節通信運搬費につきましては、その発送の郵便料となっており、18 節の負担金補助及び交付金につきましては、この事業の定額減税の調整給付金分となっているものでございます。

次に、3 項 1 目 戸籍基本台帳費 838 万 9,000 円の減につきましては、人件費分でございます。

14ページをご覧ください。

5 項 2 目 指定統計調査費5,000円の増につきましては、来年10月1日、実施されます国勢調査に係る調査区設定分の費用でございます。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費3,216万9,000円の増につきましては、記載3事業分で、社会福祉総務費は全て人件費分、国民健康保険事業は27節の国保会計への人件費の繰り出し分となっております。令和6年度住民税均等割非課税世帯給付事業につきましては、均等割のみ世帯に10万円、非課税世帯に10万円、子ども加算分として5万円を支給する事業でございます。当該事業に係る職員の時間外勤務手当、さらには需用費につきましては、通知等に係る消耗品、次ページ、15ページに入りまして、11節役務費は、通知発送の郵便料、18節の負担金補助及び交付金についてはその給付金分となっているものでございます。

2 目 国民年金費7,000円の増は、人件費分でございます。

3 目 老人福祉費149万6,000円の減は、介護保険会計の人件費の繰り出し分の減額となっております。

4 目 障害者福祉費79万1,000円は、説明記載の障害者地域生活支援事業分で、12節委託料は、令和6年度消費税相当分修正申告事務費分の増額となっているものでございまして、21節の補償補填及び賠償金は、平成31年度から令和5年度までの過年度分の消費税の本税並びに延滞税分となっているものでございます。

2 項 5 目 児童保育費3,000円の増は、子ども・子育て支援事業の通園バス安全装置設置実績による返還分となっているものでございます。

次ページ、16ページをご覧くださいと思います。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費1,238万9,000円の減は、人件費分でございます。

2 目 母子保健費150万円の増につきましては、先ほど歳入のところでもお話ししました新規事業であります、19節扶助費の不妊検査費・不妊治療費助成分でございます。

3 目 予防費は、1,333万2,000円の増で、主なものは新型コロナワクチンの接種に係る委託料分となっております。なお説明記載の事業につきましては、新たに小児児童予防接種事業を設けまして、従来の予防接種事業からその部分を分割しまして、より事業の明確化を図ろうとするものでございます。

4 目の環境衛生費41万9,000円の増につきましては、次ページにかけまして人件費分のみとなっております。

5款1項1目農業委員会総務費、さらには2目の農業総務費、いずれも職員の人件費分の増減でございます。

次ページ、18ページ、ご覧ください。

2項1目林業振興費31万5,000円の減につきましては、12節の委託料で森林情報システム保守管理業務中止による減額となっております。

6款1項1目商工総務費569万2,000円の増は、人件費以外の部分は、次ページ、19ページに移りまして、10節需用費は、ひら麻呂グッズ等の消耗品費と、観光等P R雑誌掲載並びに抜き取り印刷分でございます。

18節負担金補助及び交付金は、地産地消車両購入補助金の増額分となっております。

3目配水管管理費も人件費分の増でございます。

次に20ページにかけてですが、7款1項1目土木総務費につきましても、人件費のみの補正でございます。

2項1目道路維持費20万円の増につきましては、17節車両購入に係る備品購入費の増額分でございます。

2目道路新設改良費159万5,000円の増につきまして、主なものは12節委託料で、尾西2号線分は登記業務委託の増、五反田団地線、沓掛団地線分は、いずれも特定都市河川流域における許可申請図書の作成等の業務のための増額となっております。

次に、21ページをご覧ください。

7款3項1目河川総務費98万2,000円の増につきましては、河川愛護作業の各地区への委託料の増額分が主なものとなっております。

4項1目都市計画総務費302万1,000円の増は、人件費増額のほかは10節異動に伴う職員の被服分の消耗品となっております。

2目公園費2,000円の増につきましては、万葉クリエートパークキャンプ場の手洗い場、パーゴラ、チェーンゲート等に係る火災保険料分でございます。

次に、22ページをご覧ください。

7款4項3目下水道費451万3,000円の増につきましては、マンホールポンプ場の監視装置の回線切替え工事分ほかの下水道事業会計の補助金分でございます。

5項2目定住促進住宅管理費は、人件費のみでございます。

次に、9款1項2目事務局費につきましても、人件費のみの補正でございます。

23ページをお開き願います。

9款2項1目小学校の学校管理費56万円の増につきましては、10節需用費で体育館ステージの見切り幕並びに小学校相談室のエアコン室外機の部品交換ほか、小破修理の修繕料となっております。

4項1目社会教育総務費、同じく2目公民館費、いずれも人件費分のみの増減でございます。

次に、24ページをご覧ください。

9款4項5目万葉研修センター管理費31万5,000円の増につきましては、11節役務費の増額分で、大衡城からのエアコンの移設分の手数料となっております。

5項2目体育施設管理費13万9,000円の増は、17節備品購入費で、村民体育館のバレーボールネット分となっております。

3目学校給食センター管理費1,450万円の増は、14節工事請負費で防風柵の設置分となっているものでございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費216万9,000円の増につきましては、施設更新に係りますパッシブトリートメント導入検討に係ります7節の委員の謝礼、報償金、8節の委員の費用弁償並びに職員の視察旅費、12節の委託料は試験用地の測量等の分。

次ページ、25ページに続きまして13節使用料及び賃借料は、試験用地の借地料となるものでございます。

13款1項1目予備費は、財源調整分でございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 国庫補助金6,000万円の使途についてはですね、総務補助金で定額減税というのがあるといいますけれども、最近大分テレビ等でも結構放映されていますけれども、この概要についてお聞きしたいということと、または対象者、この辺について内

容等についても併せてお聞きしたいと思います。

また15ページですね、こちらの民生費補助金、こちらの均等割のみ課税世帯給付金とか非課税世帯給付金、子ども加算給付金ってございますが、こちらの対象者並びに給付方法についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（三塚利博君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、定額減税制度、給付金制度につきましては、新聞報道等でなされているところでありまして、この目的といたしましてはデフレ脱却の一時的な対策としまして、国民の手取り所得を増やしまして、地域経済を活性化させるというのが目的でございます。実際の減税額といたしましては、納税者及びこの納税者の配偶者を含む扶養親族1人につきまして、令和6年分の所得税が3万円。令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されるものとなっております。往々にしてサラリーマンにつきましては、6月以降の給与、ボーナス等から減額されるものになっておりまして、そのほかの事業所得者につきましては、住民税を納付書で納めていただく方になりますが、本村でもあした納付書の発送を予定しておりますが、6月納期の第1期分の税額から定額減税分を差し引いた分、納めていただくというような形になります。そのほかの所得税関係につきましては、ただいま申し上げました事業所得者、あとは年末調整を予定していない給与、報酬等を支給受けている方々につきましては、来年の確定申告でもって定額減税を加味した形で納付、または還付を受ける形となっております。この減税の際に収入や扶養親族の関係で定額減税し切れないと見込まれる方、例えばなんですけれども、4万円の減税額に対しまして、所得税と住民税の納税額が3万円だったとした場合、引き切れない1万円をですね、今回調整給付金という形で現金で支給するような形になります。こちらを概算見込みで計上させていただきましたものが、徴税費18節交付金の3,900万円でございます。こちらの内容といたしましては、概算になりますが、所得税分の対象者といたしまして865人、3,608万円。住民税分の対象者としまして181人で292万円、合計3,900万円を見込んでいるものでございます。なおこちらにつきましては、事務費も含めまして、全て国費のほうで充当になるというものになります。

以上、簡単ですが、よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 民生費補助金に関して健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、3款1項1目の中の住民税の非課税の世帯の給付金

の事業の関係のご質問にお答えいたします。

まず事業のほうでございますが、国の総合経済対策に基づきまして、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯、または住民税均等割のみの世帯となる方に対しまして、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。この新たにというところでございますが、令和5年度においても非課税世帯、もしくは均等割のみの世帯にも給付をしておりますが、そちらの該当になった世帯に関しては、令和6年度非課税もしくは均等割のみであっても対象から外れるというものでございます。今回新たに令和6年度に対象世帯となった世帯において、18歳以下の子供さんがいる世帯に関しては、子供1人当たり5万円を加算するものでございます。こちらのほうですね、一応スケジュール的にはシステムのほうの改修が7月下旬ということの予定でございますので、こちらのほうから該当世帯のほうには8月上旬に確認書のほうを発送させていただくことになります。そちらの返信をもって受付しまして、給付金の決定、お支払いというふうな予定でございます。住民税非課税世帯、予算上でございますが、対象世帯の見込みでございますが、75世帯見込んでございます。10万円給付ですので750万円の計上と。均等割のみの世帯、115世帯を見込んでおりまして、こちら10万円の給付でございますので、1,150万円の計上ということです。あとは、子ども加算は25人を見込んでおりまして、5万円の給付でございますので125万円、こちらのほうを計上させていただいております。先ほど税務課長のほうからもご説明あったとおり、事業費、こちらのほうは、国費100%、10分の10でございますので、同様に国費の対応というふうにご理解いただければと思います。

説明は以上となります。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今の民生補助金については、生活保護世帯の方については除かれると理解してよろしいんですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 生活保護世帯も非課税世帯というふうに該当になりますが、昨年度もし給付が受けて、対象であった世帯に関しては今回は対象にならないものでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですね。次、山本信悟君。

1番（山本信悟君） 私のほうはですね、24ページの上北沢赤水の関係で質問させていただきます。

福岡、秋田、村長、職員等で、赤水関係で視察のほうに行っているということで、そして私たち常任委員会も、秋田のほうに5月の17日に行ってまいりました。自然由来をしながら、赤水の処理ということで上から下からということで、色が現実変わったのを見て、やっぱりなと思いながら見てきました。その中でですね、補正の部分でですね、216万9,000円ということで、試験をするということで計上されております。これからどういうふうに進めるかは、皆さんのお力で進めてほしいなというふうに思います。それを踏まえてですね、予定ですと、まずパッシブトリートメントをするに当たってですね、令和10年をめどにということで、常任委員会のほうの説明でも全員協議会でも説明があったわけです。その中でですね、それを試験するに当たって今現在の土地を見てくると、30アールの部分が稲が植えられている状況であります。予算の中では216万円、借地代として1反分10アール当たり1万5,000円ということで、明記はされておりますが、今度、それまずやるとして、地権者の同意が多分絶対だと思います。その辺の同意の仕方はどういったふうに考えておりますか。その辺、まず。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 同意の仕方についてですが、先日の全員協議会でお示しました土地につきましては、未確定な土地になりますので、本日補正予算ご可決いただいた後にですね、6月下旬をめどにパッシブトリートメントの導入に向けた検討委員会を開催する予定でおります。その中で位置、あと面積、そういったものも含めた上で検討した中で、場所の選定をさせていただいた後にですね、その地権者の方にご説明をさせていただきながら、ご理解をいただいて借地をしたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） 今からということにあります、作物が作られているという部分でありますので、土地だけじゃなくて上物ですね、作物の保障も必要になってくるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 作物につきましては、こちらで今のところ考えているのは、そういう収穫の終わった後からの借地を考えております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） 収穫終わってからということではありますが、1年間作物が作れなくなるという状況になると思います。その辺でですね、やっぱり田んぼですと、米ですと平

均すると8俵ということで、袋でいうと16袋ということでもありますんで、1年間のその辺の保障というのも必要じゃないかなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 先ほど申し上げましたとおり、試験する土地については確定しておりませんので、その土地に作付されている作物によってですね、今後検討をしなければならないといけないというふうには考えております。

議長（高橋浩之君） 次、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 2点のことについて質問させていただきます。

まず初めに、ページ数19ページの商工費の需用費、ひら麻呂グッズPRチラシの印刷などについて質問させていただきます。

こちらはひら麻呂グッズの内容、例えば種類、それについて何個作ったのか、あとPRチラシの配布場所などをお伺いします。

2点目に、ページ数23ページの小学校管理費の修繕費の内訳をもう一度お伺いしたいのと、その内訳にそれぞれの予算内容についてもお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） まず商工費のですね、消耗品につきましては、まだ作成はしておりませんのであれですけれども、こちらで予算計上させていただいているものは、イベント等で配布する大衡村PRグッズとしてのひら麻呂の缶バッジを予定をしております。

また、印刷製本費で計上しております93万5,000円の内訳につきましては、現在通常の雑誌販売されているりらくという雑誌の中で、今後大衡村の特集ページをしていただくものをですね、その部分を切り抜いた形で大衡村のみのPR冊子を作成するという事で3,000部を予定しております。そちらの配布場所につきましては仙台市内ですとか、あと村のほうでも配布を考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 修繕料56万円の内訳になりますが、小学校体育館ステージ舞台幕修繕といたしまして20万8,000円、小学校2階相談室エアコン室内機部品交換で5万2,000円、その他小破修理として30万円、合わせて56万円の計上となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ひら麻呂グッズのイベントに使う缶バッジ、イベントなどは今後どのよ

うな場所と内容を予定しているのでしょうか。

小学校修繕費に関しましては、この予算で本当に足りるのか、それとこちらの修繕は小学校からの要望があったのか、それか見回りで小学校に行ったときに気づいた点でお声をかけたのかをお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） まずイベントにつきましては、直近ですと7月14日仙台・宮城観光キャンペーンがありますので、そちらもありますし、あと9月にですね、同じように仙台・宮城観光キャンペーンの仙台地域部会というものがうみの杜水族館を会場で、市町村のPR活動等を行いますので、そういったときの来場者へのノベルティとして配布等を考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず予算のほう、足りるのかというようなご質問かと思えますけれども、当初予算のほうにおきましても小破修理といたしまして30万円計上してございました。こちらについても、緊急を要する修繕のほうに対応しまして、予算残が不足しているということで、今回小破修理30万円計上したということでございます。

また今後ですね、こういった緊急の修繕がある場合につきましても、また補正のほうで要求させていただきたいと思っているところでございます。

また、点検のそういった要望が小学校のほうからなのかというようなご質問でございましたが、こちらは点検での指摘事項による修繕となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） イベント等については承知いたしました。

点検による指摘とございましたが、点検する期間と場所、あと点検する方、小中学校ほかに修繕要望や相談が、あと要望まではいかないけれども、ここも直したいみたいな相談とかもあったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） ステージバトン装置の点検につきましては、専門の業者による点検でございました。こちらは、令和5年の11月14日による指摘事項となっております。

エアコンの室内部品交換につきましては、令和6年2月20日による指摘事項でございました。

また、小学校から修繕の要望に関しましては、その都度管理職等、教育委員会と連携を図りながら、要望があった際は現場に駆けつけて確認をしながら、修繕のほうを行っているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 教育費の給食センターの防風柵の件について質問いたします。

これについてはさきの全員協議会でも説明ありまして、お話をしたわけでありましてけれども、今回改めて質問いたします。工事費として1,450万円計上ということで、その財源ということで、1,200万円の防衛の調整交付金、一部計上されております。これで調整交付金につきましては、この改修事業のために既に交付決定がされたものかどうか。当初で調整交付金1億990万円計上されております。今回、1,200万円追加で、毎年2億円ちょっとぐらいの工費になる見込みだと思うんですけども、今回の工事費分としてその分だけ工費決定がされたものかどうか、その辺を確認したいと思います。

あと、工事の内容についても、さっきも申し上げましたが、給食センター敷地周辺、全部樹木、松の木、それ以外全部伐採されています。やっぱり中学校開設した当時の松なり何なり、かなりあったわけですよ。あるいは植林した木もあったでしょう、恐らく当時は。ですんで、それを全部切ってしまったということで、やっぱりその辺の影響というのは、当然考慮する必要があったのではないのかなと思うんですよ。今後の対応として、今回のこの防風柵だけで対応できるのかどうか。風だけではありません。雪もあると思います。冬場のいろんな問題に対してのその辺の対応の仕方、これからどのように考えていくのか、その点について伺います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず、交付決定についてはまだ受けてはおりません。

それから、当時からというようなご質問ではございましたけれども、全員協議会の際にも回答申し上げましたとおり、当初からということで、議員、ごもっともなご意見だと思っております。

また、こちらの防風柵で対応ができるのかということでございますけれども、こちらの柵については、防風雪、雪のほうも対応できる柵となっております。給食センターの風向、西北西の風が多いというようなデータもありまして、こちらの防風柵で、今問題となっております玄関と荷受けの箇所の風対策としては、効果が得られると考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 調整交付金、まだ交付決定にはなっていないということ、お話でしたけれども、現実的になるだろうという見込みでの計上ということなんですかね。こういう予算計上の仕方というのは、適正な方法じゃないと思うんですけれどもね。やっぱり、交付決定済みであればいいかもしれませんが、まだ正式になってない部分について、財源として見込むってのは、予算計上の仕方としては適正ではないというふうに思います、私としては。あと、やっぱり防風雪対策についてはですね、今後の状況を見て、それに応じた対応、対策を考える必要があると思いますけれども、その辺、教育委員会として、どのように今後の対応の仕方を考えますか。

議長（高橋浩之君） まずは、防風雪柵の対応のことは、まず学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 今回こちらの暴風雪、風だけでなく雪も対応できる防風柵ということで設置いたしまして、これまで問題となっております、先ほど申し上げましたけれども、玄関、荷受け箇所の風対策として、雪対策として、効果は得られると。それによりまして、児童生徒への給食の提供の遅れといった懸念される状況も解消されるものと思っております。

議長（高橋浩之君） それでは、特定防衛施設整備事業整備交付金に関して企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 交付金の関係でありますけれども、今般の防風柵設置に関しましては、当然申請が、行為がありまして、これから交付決定がされるという手続にはなりますけれども、事前に数度にわたってですね、東北防衛局等と打合せをしております、その対象となり得るところを十分確認した上での今般の計上とさせていただいているところでございます。ご理解をお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 財源、防衛局といろいろ協議して、そういう見通しでということでしょうけれども、そうしたらほかの、これに限らずですよ。ほかのいろんな補助金なんかも、見込みでの事業化なり、着手ってことも出てきてしまうんじゃないでしょうかね。やっぱりある程度、当初は一般財源充当でもいいですから、交付決定された後に財源入替えで再補正ということが適正じゃないでしょうかね。いずれにしても、二次配分来ると思いますのでね。ですから、ちょっと私には理解できません。

あと、その施設の管理についてはですね、やっぱりセンターのだけじゃなくてそこに食材を納入している方々、それから従事されている方もございます。ですから、そうい

う方々の、利用なり、交通なりもあるわけですね。通行もですね。早朝早い時期もあるでしょう。全協の時点でも、防風柵だけじゃなくて、出入口の関係とかの話もしましたけれども、やっぱり全体的にそういう部分もですね、確認していただいて、対処すべきではないのかなというふうに考えます。

議長（高橋浩之君） 順番に、学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 納入業者の方からもですね、こういった防風対策ということでご意見はいただいております。食材の荷下ろしを行う際にそのドアが勢いよく開いてしまったりとか閉じてしまったりということで、安全面でも問題があるんじゃないかというようなご意見もいただいておりますので、この部分については安全面もきちんと考慮した上で、今後対応してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘はお伺いしましたけれども、実際当初予算の計上等の事業につきましてもですね、交付決定がなされているものでは当然ないわけでありまして、決定後申請をして決定が受けるということになっておりますので、そういったご意見を承ったということにとどめたいと思いますが、その辺、これまでの進め方でもございまして、そちらもご理解をいただければというふうに思っております。なおなお、その辺はですね、先ほども申し上げましたが、十分局との調整等も踏まえた上での予算計上であると。必ず担保されるかと言われますと、そこは交付決定を待たなければならないわけですが、事業の性質上、さらには現在、工事についてもですね、工期等伸びる、資材等の調達も難しいというような、全てを勘案した上で、そういったところで、十分協議をした上で事業を進めておりますし、進めたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 人件費、説明では、人事異動に伴う今回調整という説明ありました。最終ページの給与費を見ますと、総額的にも共済費、合算しても17万円の追加という、人件費の関係ですけれども、人事異動に伴う4月異動に伴う科目間の調整、それは理解するものであります。

その中で一つだけ、時間外勤務見ますと4科目ですね。金額は大した金額でございませぬけれども、減額している部分。4月実績の今時期ですと、4月実績だけかなと、そういう中で、今後の動き見えない部分もあると思っておりますけれども、時間外手当について

減額した部分、考え方としていかなもんかなと感じましたので、その点だけ確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 時間外勤務手当につきましては、給料の3%ということで、当初予算措置をしてございます。その中で、やはり人事異動に伴いまして、管理職から役職定年ということで異動になった方、あるいは新規採用となった職員、様々な異動を加味した上での時間外勤務手当の減額という形になったものだと思います。詳細につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、大まかな説明で大変申し訳ございませんが、以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 人件費、人事異動に伴う、総括的には今、答弁のとおりで理解するんですけども、やはり時間外だけは、不足するだろうということで追加についても理解できます。ただこの時期に減額、12月とかですね、補正の時期を考えましても、6月に、私、最初から金額は少額であろうともというお話ししましたが、補正予算、人件費の補正の在り方としてどうなのかということで、再度伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 先ほど、時間外減額というお話をさせていただきましたが、給与費明細書におきましては、総トータルでは補正前の額に対しまして増額という形になってございます。やはり人事異動の関係で、若干ではございますが増額となってございますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） その点は理解しています。例えばですが、会計管理費なんか異動職員1人に対して2万2,000円の減額。そこまで今の時期、細かく減額しなきゃいけないのかという問題です。そういう思いで質問しました。今後、何が発生するかわかんない。その場合、減額してまた追加補正やることも可能ですが、先ほどの石川副議長の質問でないんですけども、予算組みの在り方として疑問視される提案ありましたので、質問した次第です。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 佐野議員おっしゃるとおり、職員の働き方につきましてご配慮いただき大変ありがとうございます。時間外につきましては給料の異動も伴いまして、併

せて調整をさせていただいたところでございます。なお今後、勤務状況に応じてはやはり増額するか、あるいは減額となるか様々ございますので、その際には補正のほうで計上させていただきたいと思っておりますので、その節にはどうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 不妊治療費のことについて、質問します。

ページ、16ページです。

歳入歳出とも、同じ金額、財源は確保された事業のようです。

昨日、ショッキングなニュースが飛び込みましてね、合計特殊出生率の非常に深刻なんだなというふうな感じで見えておりました。この150万円の予算要求、根拠というんですかね、どういう形で上げられたのか伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらのほうの歳出根拠でございますが、こちらは不妊検査費の助成分と不妊治療費助成分を計上させていただきました。不妊検査費助成のほうは県のほうで上限額が3万円。夫婦1組につき1回のみ3万円助成ということなので、今までの大衡村の実績を加味しまして、3万円の夫婦5名分で15万円ということで、不妊検査費の助成は15万円のほうを計上しております。不妊治療費助成のところも同様に、今までの実績を加味して人数のほうを設定させていただいたところなんですけど、こちらのほうは、助成上限額が県のほうで5万円となっております。40歳未満の方が6回まで治療ができるということになっておりますので、40歳未満の方に関しては、5万円掛ける6回掛ける4名分、あと40歳以上の方は3回まで治療ができるということで、そちらも同額5万円まで上限額補助ができるということでしたので、5万円掛ける3回掛ける1名の15万円、合わせて150万円となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 皆さんもご存じのとおり、不妊治療に関しては、かなり多額のお金がかかるというふうなのはご存じだと思うのですが、どういう形で対象者をというのか、把握してらっしゃるのか、相談事業なりなんなり、そういったところで把握してらっしゃるのかどうか、こういったあれがありますよというのはもちろん広報も必要なんですけれども、相談窓口とかそういったもので把握していくものなのかどうか、その辺も伺いたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 前年度までは県のほうで直接、夫婦のほうで治療やそういう助成を受けるときには県に直接のものでございましたので、今回この助成事業に変わりに当たりまして、我々のほうが市町村が窓口ということになりますので、一旦申請するご夫婦が、市町村のほうに届出を出さなくちゃいけないということもございますので、大衡村のほうで広くPRをしまして、そういう治療を行いたいという方には、保健師が中心となりますけれども、相談事業を設けたいと思います。ただなかなか、ご夫婦のほうで不妊検査等を受けたいというのは、なかなかちょっと言いづらいところもあると思われましても、そちらのところもデリケートな部分となりますので、十分に留意しながら相談事業のほうを進めていきたいということと、周知のほうを図りたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 今、デリケートな本当に非常に配慮を必要とする事業だと思います。本当に特別な配慮で、何とか救いの手を差し伸べてほしいなと思っております。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 十分に留意しながら、一人一人対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第42号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第42号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、説明につきましては議案第42号別紙でご説明申し上げます。

令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,238万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細にてご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金258万4,000円の増。国民健康保険証のマイナンバーカード一体化に伴う調整特別交付金分でございます。歳出でご説明いたしますが、一般管理費の業務委託料に係る交付金分になるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金180万2,000円の増でございます。職員の人事異動に伴う繰入金の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費2款から4項については人件費の部分でございます。

11款役務費27万4,000円につきましては、マイナンバーカードに係る連絡等々のチラシ等の配布に係る郵便料になるものでございます。

12節委託料につきましては、12月2日に向けてのマイナンバーカードに一体化に伴う、国保システムの改修業務の委託料になるものでございます。

次のページ以降につきましては、給与費明細になるものでございます。ご覧になっていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第43号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第43号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第43号別紙、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,350万4,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金149万6,000円の減。職員給与費減による一般会計からの繰入金でございます。

7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費149万6,000円の減、2節から4節は4月1日付けの人事異動に関わる介護保険担当者の変更による人件費の補正でございます。

8ページ、9ページは給与費明細書でございますので、こちらにつきましては後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第44号、令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第44号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は総則について定めたもので、令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は資本的支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金3,515万3,000円」を「過年度損益勘定留保資金4,969万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出3億1,855万8,000円に1,454万2,000円を追加し、3億3,310万円とするものでございます。内容につきまして、3ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

資本的支出、第1款1項2目配水設備拡張費1,454万2,000円の増でございます。こちらは委託料の増額で、北四番丁大衡線街路事業で支障となります水道管の移設詳細設計業務について県から求められているものでございまして、それに伴う委託料として増額をするものでございます。なお当該委託料分につきましては、今年度におきまして、県から補償費として補填されるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 1 点だけ確認します。

北四番丁線、絡んでの今回設計委託料の追加、それで財源としては県のほうから補填されるということでしたが、これらの補填、補正時期はいつ頃になるのか、最終的に年度末なのか、その時期的なものだけ確認します。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 基本的にはですね、工事を実施した際に工事費に上乗せされるような形で補填される予定になっておりますけれども、県のほうにその前に補償費の支払いということでできないかということで相談はさせていただいておりますが、基本的には工事を行った際に当該委託料分が上乗せされて補償されるというような仕組みでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 分かりました。これら、これから設計業務委託ということですが、最終的にこの部分の施工完了はいつ頃になるのか伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度ですね、移設の設計業務について求められているものではございますが、工事の時期につきましては、まだ現段階では県のほうから具体的にちょっと求められてはおりませんで、県の事業のほうもこれから用地買収のほうが進められるという形になりますので、その用地買収の進捗状況に応じて工事の時期が明らかになってくるのではないかなというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 45 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第45号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案第45号別紙をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は総則について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款下水道事業収益と支出第1款下水道事業費用をそれぞれ3億5,000万円に451万3,000円を追加し、3億5,451万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は資本的支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出1億9,414万2,000円に1,712万7,000円を追加し、2億1,126万9,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,712万7,000円は、損益勘定留保資金1,712万7,000円で補填するものでございます。

続きまして、内容につきまして5ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入の第1款2項2目他会計補助金451万3,000円の増です。一般会計からの補助金となります。

支出の第1款1項1目管渠費430万円の増です。

2節手当につきましては職員手当の増額です。

12節修繕費につきましては、マンホールポンプ場の監視装置のLTE回線への切替えに伴う経費となっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費13万3,000円の増です。こちらは、北四番丁大衡線下水道管移設設計業務に係る起債の利息分となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的支出の1款1項1目管渠費1,712万7,000円の増です。こちらは委託料の補正で先ほどの水道会計の補正と同様に、北四番丁大衡線改良事業で支障となる下水道管の移設詳細設計業務に係る補正となりまして、こちらにつきましても当該業務に係る委託料につきましても、今年度におきまして補償費として補填される予定となっております。

次のページに給与費明細書を添付しておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第2号 専決処分の報告について

〔大衡村税条例の一部を改正する条例について〕

議長（高橋浩之君） 日程第14、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。税務課長。

税務課長（三塚利博君） それでは議案書20ページをご覧くださいと思います。

報告第2号専決処分書。

大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものです。

それでは次のページ以降で、改正内容につきましてもご説明申し上げます。

まず22ページ、条例第51条の村民税、24ページ、71条固定資産税、25ページ、139条の3特別土地保有税、なお特別土地保有税につきましても平成15年以降課税停止しているものですが、これらの税目につきましても災害時にあっては、既に申請による減免の規定はありますが、これまでの全国的に発生している大規模災害等を踏まえ、被災者の負担、申請手続等を軽減させるため職権でも減免を可能とする規定を追加したものであり

ます。

続きまして26ページ、附則第5条の2は令和6年能登半島地震、災害の被災者の個人住民税負担の軽減のため制定したものであります。

続きまして28ページ、附則第7条の5から38ページの第8条までにつきましては、一般の個人住民税に係る定額減税の内容の新規制定改定となっております。

39ページをお願いいたします。

附則第10条の2は平成24年度より導入された、いわゆるわがまち特例に、再生可能エネルギー発電設備に係る一定のバイオマス発電設備、太陽光発電設備について見直し、追加を行ったものになります。現在、本村に該当する固定資産はございません。

続きまして40ページ、附則第10条の3は分譲マンション等に係る認定長期優良住宅の事務手続の簡易化を規定するものです。こちらにつきましても、現在本村に該当する固定資産はございません。

44ページ、附則第11条から48ページの第15条までにつきましては、固定資産税の3年に1回の評価替えに伴う土地の負担調整、こちらは評価替えによりまして土地の評価額が急激に上昇した場合であっても固定資産税を急激に上昇させない、1年ごと段階的に上昇させていくものに調整する措置等の年度更新、3年延長することを主な内容とした改定でございます。

49ページの附則第16条の3から53ページの第20条の3までは、こちらも同じく定額減税に係る改定でございます。

ただいまご説明申し上げました条項以外につきましては、地方税法、所得税法等の法律改正による文言の修正、項ずれの改正となっております。

附則についてです。

この条例は令和6年4月1日から施行とし、第1号、第2号の改正規定については記載の施行期日とするものです。

第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めたものとなります。

以上、税条例の一部を改正する条例の報告は以上となります。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

議長（高橋浩之君） 日程第15、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。税務課長。

税務課長（三塚利博君） 引き続きまして56ページ、ご覧いただきたいと思えます。

報告第3号、専決処分書。

大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものです。

同じく、次のページ以降で改正内容につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険制度における保険税の課税限度額につきましては、令和5年度、昨年度改正において2万円引き上げられ、合計で104万円とされたところではありますが、今回の改正においても負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、条例第2条第23条中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の22万円から24万円に引き上げ、限度額を医療給付分65万円、介護給付金分17万円と合わせて106万円とするものでございます。

続きまして58ページ、ご覧ください。

次に、軽減判定所得についてであります。同じく令和5年度改正において見直されたところではありますが、軽減を現在受けている世帯におきまして、経済動向等を踏まえ、生活水準が変わらなければ、要は所得が若干上昇しましても、引き続き軽減を受けることができるよう、条例第23条第1項の第2号、第3号において、5割軽減世帯の判定所得を29万円から29万5,000円に、2割軽減の判定所得を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものとし、令和6年度課税分から適用するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第16 報告第4号 専決処分の報告について

〔令和5年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（高橋浩之君） 日程第16、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、報告第4号別紙でご説明をさせていただきますので、1ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度大衡村一般会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,449万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,373万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。なお専決処分の日は、令和6年3月28日でございます。

それでは5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正で追加でございます。

3件ほどございます。

1件目並びに2件目につきましては、社会福祉費非課税世帯等生活支援臨時給付金事業に係るもので、1件目が均等割のみ課税世帯分244万円。

2件目が、こども加算分で100万円となっているものでございます。

3件目が、保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業分で35万円でございます。

次に、内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げますので、8ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。

2款1項1目地方揮発油譲与税37万2,000円の減から、次ページの9ページの9款1項1目環境性能割交付金88万3,000円の増までにつきましては、全て額の確定による補正でございます。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

12款1項1目地方交付税893万4,000円の増額につきましては、特別交付税に係る増額補正分でございます。

13款1項1目交通安全対策特別交付金18万3,000円の減は、額確定によるものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金43万3,000円の減、2目衛生費国庫負担金544万円の減

はいずれも額の確定によるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金439万9,000円の減、2目民生費国庫補助金83万円の減、3目衛生費国庫補助金246万5,000円の減につきましては、説明記載の内容につきまして、それぞれ事業の完了によるものでございます。

次ページ、11ページ、6目教育費国庫補助金66万8,000円の増は、説明記載のとおり小中学校の電気料の助成金分でございます。

3項2目民生費国庫委託金41万2,000円の増は、額確定によるものでございます。

17款2項1目総務費県補助金1,000円の減は実績なしによる減額でございます。

2目民生費県補助金147万9,000円の減は、説明記載のとおりそれぞれの額の確定によるものです。なお、子どもの貧困対策市町村支援事業補助金につきましては、予定されておりました子どもの貧困調査が延期されたことによる減額となっているものでございます。

3目衛生費県補助金6万6,000円の減、5目教育費県補助金46万4,000円の減、いずれも実績による額確定によるものでございます。

6目振興総合補助金1万円の減額は、説明記載の実績がないということによるものでございます。

次ページ、12ページをご覧ください。

3項1目総務費県委託金6万4,000円の減も、説明記載の額確定によるものでございます。

19款1項2目指定寄附金261万1,000円の増で、こちらが総額が644万6,000円となっておりますが、内訳につきましてはふるさと寄附金分521万1,000円、企業版ふるさと寄附金1,400万円、正寄附23万5,000円となっておりますものでございます。

次に、20款2項1目財政調整基金繰入金2,500万円の減、5目ふるさと基金繰入金94万円の減、6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金600万円の減、8目赤水処理施設維持管理基金繰入金189万4,000円の減、12目森林環境整備基金繰入金5万5,000円の減は、いずれも事業完了確定によるものでございます。

次ページ、13ページをご覧ください。

13目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金272万4,000円の減は、商品券発行、商品券交付事業、福祉施設燃料費補助の事業完了によるものでございます。

24款1項1目自動車取得税交付金43万6,000円は、交付額確定によるものでございま

す。

次に歳出につきまして、次ページ以降ご説明申し上げますので、14ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款1項8目財政調整基金費642万1,000円の増、これはふるさと基金への積立金となっております。なお、2目の文書広報費、6目企画費、10目諸費は、財源の入替え分でございます。

次の、5項1目統計調査総務費も財源の入替え分です。

3款1項1目社会福祉総務費551万3,000円の減につきましては、説明記載の3事業に係る事業確定によるものでございます。

15ページ、ご覧ください。

2目国民年金費、4目障害者福祉費は、財源の入替えでございます。

2項1目児童福祉総務費から5目児童保育費につきましても、財源の入替えの部分でございます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましても同様でございます。

次ページ、16ページをお開き願ひます。

4款1項2目母子保健費の財源入替え分でございます。

3目予防費849万9,000円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業完了によるものでございます。

次に、5款2項1目林業振興費20万4,000円の減につきましては、森林環境譲与税の額確定による基金積立て分の減額でございます。

次に17ページ、ご覧ください。

6款1項1目商工総務費は財源入替えです。

2目商工振興費172万2,000円の減は、説明記載のとおり食料品等価格高騰支援事業、ひら麻呂商品券発行事業の事業完了によるものでございます。

次に、9款1項2目事務局費29万8,000円の減は、子どもの心のケアハウス管理・運営事業の完了によるものでございます。

2項小学校費、3項中学校費、それぞれの1目学校管理費は、財源入替え分でございます。

次ページ、18ページをお開き願ひたいと思ひます。

9款4項1目社会教育総務費51万8,000円の減は、生涯教育事業の完了によるもので

ございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費189万4,000円の減は、施設維持管理費の確定による減額でございます。

13款1項1目予備費226万3,000円の減につきましては、財源調整でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第17 報告第5号 専決処分の報告について

〔令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について〕

議長（高橋浩之君） 日程第17、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、報告第5号でご説明申し上げますので、1ページをお開き願いたいと思います。

報告第5号別紙でございます。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての説明でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,380万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億643万8,000円とするものでございます。なお専決日は、令和6年3月28日でございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので6ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金2節の特別交付金でございますが、2,380万9,000円の増でございます。特別調整交付金の増によるものでございます。

続きまして7ページでございます。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費から次ページの 5 款 2 項 1 目の特定健康診査等事業費については、特別調整交付金の増分による財源の入替えでございます。

8 ページでございます。諸支出金でございます。

8 款 1 項 8 目保険給付費等交付金償還金7,000円の増でございます。これにつきましては県補助金返還金分ございまして、令和4年度分特別交付金確定に伴う精算に係る返納分でございます。

9 款 1 項 1 目予備費でございます。2,380万2,000円での増でございます。財源の調整となるものでございます。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第 18 報告第 6 号 専決処分の報告について

[令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について]

議長（高橋浩之君） 日程第18、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、報告第6号別紙により報告申し上げます。

1 ページをお開き願います。

報告第6号別紙、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,525万1,000円とするものでございます。専決日は令和6年3月28日でございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）79万5,000円の増、交付金確定による増額でございます。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金1,200万円の減、基金取崩しなしによる減額

でございます。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費28万4,000円の増、サービス費の増額見込みによるものでございます。

7款1項1目予備費1,148万9,000円の減額については、財源調整でございます。

以上、報告申し上げました。よろしくお願いいいたします。

議長（高橋浩之君）以上で報告を終わります。

日程第19 報告第7号 専決処分の報告について

〔損害賠償の額を定め、和解することについて〕

議長（高橋浩之君） 日程第19、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書66ページをお願いします。

報告第7号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定め和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方は個人であります。

事務局をお願いします。事務局よりタブレットにお示しされます、専決処分書別紙をご覧いただきたいと存じます。

2、事故の概要でございますが、令和6年2月9日午前9時45分頃、大衡村役場駐車場内に駐車していた相手方の自家用車に、本村職員が運転する公用車が後進する際に衝突し、バンパー等が損傷したものでございます。

3、損害賠償の額、その他の和解内容についてでございます。

損害賠償額17万940円で、大衡村と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認しております。

専決日は令和6年3月28日であります。

このたびの事故に関しましては、日頃から職員には安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましてもこのような事故がないよう、職員一同より一層安全運転に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 専決報告ですので、発言の許可を議長に求めます。

議長（高橋浩之君） 発言を許します。

5番（佐野英俊君） 議会で指定する50万円以下の賠償補償関係で、案件としては専決処分、理解するものであります。ただ、相手方の財産に損害を与えた物損事故、今回の場合、村が定める自動車運転事故等職員の懲戒等の基準に関する規定による、事故当事者に対する、職員に対する戒める意味での手続、その辺はどういう手続が取られたのか、参考に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 本件の事故に関しましての職員につきましては、口頭にての注意喚起を行ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 説明の中で、日頃から職員に対しては安全運転、そういう指導しているという説明いただきました。事故は社会においては、自分を見ましても明日は我が身かというようなそういう交通戦争の時代であります。今回、これだけの物損で終えたわけですけれども、今後もですねやはり、職員一人一人が気をつけるというか、そういう意味でも、その都度戒める意味での手続、今後もひとつよろしくお願ひしたい、要望であります。

以上です。

議長（高橋浩之君） 答弁はよろしいですか。

5番（佐野英俊君） 答弁、あれば。

議長（高橋浩之君） 答弁あれば、総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） これまでも、交通安全につきましては注意喚起してきたところで

はございますが、なお一層、注意喚起に努めるよう、職員のほうには指示していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第20 報告第8号 令和5年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 日程第20、報告第8号、令和5年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは議案書68ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号、令和5年度大衡村繰越明許費繰越計算書についてのご報告でございます。内容につきましては、報告第8号別紙でご説明をさせていただきますので、次ページの69ページをお開き願いたいと思います。

7件ほどございます。

1件目が、戸籍住民基本台帳総務費、マイナンバーカード及び戸籍情報システムの改修業務に関わるもので、繰越額が1,167万1,000円となっております。財源は国庫補助金、マイナンバー制度システム整備費補助金となっておりますのでございます。

2件目、3件目につきましては、非課税世帯等生活支援臨時給付金事業に関わるもので、2件目が均等割のみの課税世帯分で244万円。

3件目がこども加算分で100万円の繰越額となっております。財源につきましては国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっておりますのでございます。

4件目ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料分で繰越額が35万円となっておりますのでございます。

それから5件目が、尾西2号線改良舗装事業で、繰越額が6,144万円でございます。特定財源は国庫補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金となっておりますのでございます。

6件目は、橋梁維持補修事業で、野田橋の修繕工事、瀧見橋、長原橋の補修調査設計業務に関わるもので、繰越額が3,326万円となり、特定財源は国庫補助金、1,664万3,000円は、道路メンテナンス事業費補助金でございます。地方債の1,230万円につき

ましては、公共事業等債でございます。野田橋の工事につきましては、既に完了しているところでございます。

最後7件目は、万葉クリエートパークキャンプ場の整備事業に係る繰越額が886万円となっております。ゲートの設置、給水管布設、電気設備工事に関わるものでございます。

以上7件につきまして、ご報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

以上です。

議長（高橋浩之君）以上で報告を終わります。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各委員長から配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 閉会